

福島市パークゴルフ場ネーミングライツ・パートナー募集要項 【施設特定型】

福島市（以下「市」という。）では、「福島市パークゴルフ場」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1 募集の目的

本施設の愛称を命名する権利を取得する企業を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価として得られる命名権料を、本施設の管理運営などに役立てるものです。

2 対象施設

（１）名 称 福島市パークゴルフ場

（２）設置目的 福島市パークゴルフ場（平成２７年福島市条例第１７号）の規定により設置された福島市パークゴルフ場は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条第１項の規定に基づき、生涯スポーツの振興及び市民の健康増進を図ることを目的とする施設です。

（３）施設概要 別紙１

3 募集の条件

（１）希望契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで （３年間）

ただし、優先交渉者選定後に契約期間の協議が可能です。

（２）希望金額

年額６０万円以上（消費税及び地方消費税別途）

（３）応募資格

次の項目のいずれにも該当しない法人等が応募できます。

①地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

②福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者

③公租公課を滞納している者

④破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て又は会社法による清算の申立てがなされている者

- ⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥政治団体又は宗教団体
- ⑦暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者
- ⑧指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ⑨その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

（４）愛称の条件

- ①親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- ②ただし、愛称が次のいずれかに該当するものは、名称として認められません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- ③募集の名称は、本施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。
- ④愛称が定着するまでの一定期間は正式名称を併記する場合があります。
- ⑤利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- ⑥商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- ⑦愛称の構成は、原則として企業名や商品名を愛称の前半に付けるものとしてください。

（５）留意事項

契約期間内に大規模改修工事等を行うなど、利用が制限される期間が発生した場合の取扱いについては、契約後に市とネーミングライツ・パートナーが協議することとします。

(6) 費用負担

No	区 分	市	ネーミングライツ ・パートナー
1	敷地内外の看板等の表示変更		○
2	契約期間終了後の原状回復		○
3	パンフレット、封筒等の印刷物や HP の表示変更	○	

①敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

②印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

※表示面積が5㎡を超えるものは、あらかじめ市長に届けなければなりません（屋外広告物条例）。また、高さ4mを超えるものは、建築確認申請の手続きが必要となります（建築基準法）。

4 応募方法

(1) 募集期間 令和8年10月23日（金）から12月8日（火）

(2) 提出書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| ①ネーミングライツ・パートナー提案書 | 様式1 |
| ②誓約書 | 様式2 |
| ③役員等名簿 | 様式3 |
| ④委任状（広告代理店を含む代理人が応募する場合） | 様式4 |
| ⑤登記事項証明書（法人登記簿謄本） | |
| ⑥印鑑証明書（法人の代表者印） | |
| ⑦納税証明書（福島市が発行する滞納が無い事の証明） | |
| ⑧役員等の住民票 | |
| ⑨企業概要に関する資料（任意様式、既存の写しでも可） | |

(3) 提出方法

(2)の提出書類を一括で、下記提出先へ直接持参もしくは郵送により受付期間内にご提出ください。これにより知り得た情報は本業務にのみ使用します。なお、提出書類は返却いたしません。

応募に際しては、本市ネーミングライツ導入に関するガイドラインもご確認ください。

【提出先】 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
 福島市市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室
 スポーツ振興課 スポーツ施設係（福島市役所本庁舎8階）

(4) 応募の辞退

提案書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 留意事項

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。

5 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

福島市ネーミングライツ・パートナー選定委員会により、応募者の適格性や愛称等を審査して、パートナー契約の優先交渉権者を選定します。なお、複数の応募者があった場合は次の剪定基準により審査し、最も点数の高い応募者を優先交渉権者とします。

(2) 評価基準

参照 別紙2：ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【施設特定型】

(3) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

(4) 結果の公表

市は優先交渉権者と協議を行い、契約を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー名、本施設の愛称、契約金額、契約期間を公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者の情報は、原則公表しません。

(5) 提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ①応募資格を有しない者が提出したもの
- ②提出書類に虚偽があるもの
- ③その他応募及び選定に関し不正があったとき

6 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ①優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。
- ②優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

（２）契約の解除

契約締結後に、ネーミングライツ・パートナーが応募資格に規定する資格を満たさなかった場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

（３）契約更新時の優先交渉権

契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。

７ 担当部署（お問い合わせ先）

内容に応じて、下記（１）（２）の担当部署まで電子メールにてお問い合わせください。

その際、質問書（様式５）にご記入のうえ、タイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送信してください。回答方法については、市公式ホームページ内の「ネーミングライツ・パートナーを募集します」のページに掲載することで公表します。

福島市役所 〒９６０－８６０１ 福島市五老内町３番１号

（１）福島市パークゴルフ場に関すること

福島市市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室

スポーツ振興課 スポーツ施設係（福島市役所本庁舎８階）

電話：０２４－５２５－３７８６

E-mail: hotai@mail.city.fukushima.fukushima.jp

（２）ネーミングライツ制度に関すること

財務部 財産マネジメント推進室 財産マネジメント推進課（福島市役所本庁舎３階）

電話：０２４－５６３－３０９３

E-mail: zaisan-s@mail.city.fukushima.fukushima.jp

施設概要

別紙 1

施設名称	福島市パークゴルフ場		外観写真 
所在地	(〒960-1105) 福島市山田字細谷 1 番地		
竣工	平成 2 7 年 5 月		
運営形態	指定管理者制度導入 指定管理者：公益財団法人福島市スポーツ振興公社 指定期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日		
休館日	1 2 月 2 9 日～翌年 1 月 3 日		
年間利用人数	令和 7 年度 2 5, 2 7 6 人	令和 6 年度 2 4, 3 2 7 人	施設の P R ポイント 日本パークゴルフ協会公認コースで全 4 コース 3 6 ホールあり、芝の管理状態や休憩スペースも充実している、初心者の方でも安心して楽しくプレーすることができる施設です。市内だけでなく、市外からの利用者也多数いらっしゃいます。
年間使用料等収入	令和 7 年度 11, 385, 500 円	令和 6 年度 11, 436, 050 円	
年間修繕料	令和 7 年度 499, 929 円	令和 6 年度 499, 972 円	
施設内容	・クラブハウス（事務室・会議室・トイレ・ロビー・倉庫・その他） ・休憩所 A ・ B （休憩室・トイレ） ・ 4 コース 3 6 ホール A：ももコース B：なしコース C：りんごコース D：ぶどうコース ※（公社）日本パークゴルフ協会公認コース（認定番号第 4 0 4 号） 公認期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日 ・駐車場 2 0 0 台（普通車 1 8 0 台・軽自動車 1 9 台・障がい者用 1 台）		
施設で開催される 主なイベント等	①指定管理者自主事業 ・お手軽パークゴルフ 令和 7 年度 6 回 ・パークゴルフ大会 令和 7 年度 2 回 等 ②協会等主催（市後援）大会 令和 7 年度 4 7 件		その他 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日の期間にて、指定 管理者制度 3 期目導入予定

ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【施設特定型】

1 評価項目と配点

No	評価項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	①市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ②単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	①福島市内での実績（内容及び件数等） ②社会貢献に対する考え方 ③法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	①提案金額の妥当性	適否のみ
		②提案金額	50
合 計			100

2 得点の算出方法

1) 評価項目1及び2

評価項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2

2) 評価項目3

評価項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

①提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※「否」の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

②提案金額

配点 50 点 × (提案金額／年) ÷ (応募者中最高提案金額／年)

※小数点第 2 位を四捨五入

○応募者中、提案金額（年額）が最高額である者を 1 位とし、配点の満点（50 点）を付与する。

3) 合計得点

①各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

※評価項目 3 において失格となった応募者を除く。

②最高得点が 2 者以上の場合は、評価項目 3 ②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。